

令和2年12月11日
大分県農林水産部

佐伯市の高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について

農林水産省は、本県佐伯市で12月10日に発生した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜から検出されたウイルスについて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門における検査の結果、本日、高病原性であること及びH5N8亜型であることを確認し、高病原性鳥インフルエンザの患畜であると判定しました。

【報道機関へのお願い】

- 高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリやドローン等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。
なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
担当者：畜産振興課 本田、鶴田
電話：097-506-3679